商品概要説明書

積立式定期貯金<自由型>

(平成30年7月1日現在)

-t- H t	and bullings A of the state
商品名	・積立式定期貯金<自由型>
ご利用いただける方	・個人および法人(団体を含む。)
期間	・積立期限には定めがありません。
預入方法	
(1)預入方法	・自動振替により、1 か月、2か月、3か月、6か月のいずれかの積立周期により預入れいただきます。なお、随時に預入れいただくこともできます。 ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。
(2) 預入金額	・1回あたり1円以上
(3)預入単位	・1円単位
払戻方法	・一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。
利 息	
(1) 適用金利	(個人)
	・各分割預入時における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。 (法人)
	・自由金利型定期貯金(M型) <単利型>または自由金利型定期貯金の約定利率を適用します。
(2)支払頻度	・払戻時に一括して支払います。
(3)計算方法	(個人) ・期日指定定期貯金の計算方法を適用します。
	(法人) ・自由金利型定期貯金(M型) <単利型>または自由金利型定期貯金の計算方法を適用します。
(4)税 金	・個人のお客さまは 20% (国税 15%、地方税 5%) ※の分離課税、 法人のお客さまは総合課税となります。
	※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。
(5)金利情報の入手 方法	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	_
付加できる特約事項	│ │・個人のお客さまは総合口座の担保に組入れできます。
17加(3分付が)事項	(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率) ・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、各定期貯金の中途解約の取扱に準じます。
貯金保険制度	・保護対象
(公的制度)	当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および	・苦情処理措置
紛争解決措置の内容	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、営
1/1/1/11 E 4/1/1/4	業日の9時から17時までに当会資金部営業班(電話:019-626-87
	26)または総務企画部リスク管理班(電話:019-626-8707)に
	お申し出ください。当会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、
	迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情
	等を受け付けております。
	・紛争解決措置
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用で
	きます。上記当会総務企画部リスク管理班またはJAバンク相談所にお申し

	出ください。
	仙台弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JA バンク相談所にお申し出ください。)
その他参考となる 事項	

詳しくは窓口にお問い合わせください。